## 防災行政無線新規設置及び移設工事公募型プロポーザル実施要領

#### 1 工事名

「防災行政無線新規設置及び移設工事」(以下、「本工事」という。)

### 2 本工事の目的

大泉町(以下、「本町」という。)では、防災無線設備の老朽化や新庁舎への移転を踏まえ、機器の更新 及び移設を行い、防災行政無線設備を充実させるとともに、防災情報のより確実な伝達を図り、安全安心 なまちづくりを目指すもの。

## 3 工事内容

新庁舎において防災行政無線を運用するにあたり、無線機等の新規設置を行うほか、一部設備に関しては旧庁舎から移設または撤去するもの。

なお、移設・更新に合わせて高度化への対応、老朽化に伴う各機器の更新を行う事で、情報伝達の確実 性の向上及び効率化を実現させるものとする。

## 4 工事概要

(1) 工期

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(2) 工事場所

大泉町役場(旧庁舎:大泉町日の出55番1号、新庁舎:大泉町日の出51番1号) その他、本町が定める指定場所

(3) 工事概要

発注仕様書:防災行政無線新規設置及び移設工事仕様書

- ① 防災行政無線新規設置及び移設工事 親局設備一式(操作卓、親局無線機) 屋外拡声子局設備一式 その他必要とする設備一式
- ② システム構築にあたり、必要と思われる設備
- ③ 既存設備・既存方式の利活用、移設及び撤去(必要箇所)
- ④ 予定価格:91,740,000円(消費税額含む) ※上記予定価格は本工事に掛かるすべての費用を含めるものとする。 ※応募者は予定価格を超えない範囲で見積を提出すること。

# 5 参加資格要件等

本件における参加事業者は次の全ての要件を満たす者が参加できるものとする。

- (1) 大泉町における競争入札資格を有していること。
- (2) 60MHZ 帯同報系防災行政無線機器メーカーであること。
- (3) 大泉町の競争入札参加資格者名簿に電気通信工事の登録があり、その格付等級がAであること。
- (4) 監理技術者(電気通信工事)の資格を有し、監理技術者としてデジタル防災行政無線工事もしくは業務委託を納入した実績を有する者を、専任で配置できること。

なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認申請のあった日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (5) 当技術提案における参加申請書の提出時において、大泉町からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6)市町村デジタル同報通信システム(QPSK ナロー)実験局免許を交付されていること。

- (7) 参加にあたり、同一の機器製造業者より1社のみの参加とし、複数者の参加は認めない。
- (8) 市町村デジタル同報通信システム (QPSK ナロー) の導入実績が関東圏で3件以上あること。
- (9) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検工事者(登録点検工事者の資格を有するもの)の登録を受けていること。

## 6 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に、前条にあげる要件に該当しないこととなったとき。

## 7 選定方式

(1) 実施方法

公募によるプロポーザル方式

(2) 審査方法

書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング

(3) スケジュール

本件における契約までのスケジュールは表1のとおり

表1

NO	内 容	日 程	
1	質問受付期限	令和7年3月26日(水)午後5時15分まで	
2	質問回答日	令和7年3月28日(金)午後5時15分まで	
3	プロポーザル参加意向表明書提出期限	令和7年4月4日(金)午後5時15分まで	
4	企画提案書提出期限	令和7年4月8日(火)午後5時15分まで	
5	プレゼンテーション審査の実施	令和7年4月28日(月)予定	
6	結果通知	審査終了後速やかに実施	

### 8 本提案に関する質問

(1) 質問の内容

本提案に関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項及び業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

「質問書」(様式A)に記載の上、担当部署へ電子メールにて送信すること。

(3) 質問期限

令和7年3月26日(水)午後5時15分までとする。

なお、質問は1社につき1回までとし、電話での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(4) 提出先

大泉町役場 総務部 安心安全課 危機管理係

電子メースアドレス:安全安心課 anzenansin@town.oizumi.gunma.jp

(5) 回答方法

質問者を伏せた形で大泉町ホームページに掲載する。

## 9 プロポーザル参加意向表明書提出

### (1) 提出期限

令和7年4月4日(金)午後5時15分まで

(2) 提出場所

大泉町役場 2階 安全安心課(20番窓口)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)※郵送の場合は、必着。

#### (4) 提出書類

以下のとおり。

NO	書類名	正本部数	副本部数	作成要領
1	プロポーザル参加意向表明書	1 部	ı	様式第1号(※)
2	会社概要書	1部	1部	任意様式
3	経営事項審査通知書	1 部	1 部	写し
4	建設業許可書	1 部	1 部	写し
5	電波法による登録点検事業者	1 部	1 部	写し
6	QPSK 方式の同報系防災行政無	1 部	1 部	写し
	線導入に関する実績を証明す			
	る契約書 (3件まで)			
7	配置予定の監理技術者の資格	1部	1部	写し
	書の写し			

<sup>※</sup>大泉町随意契約におけるプロポーザル方式実施要項別記様式

#### 10 企画提案書提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出するものとする。

### (1) 企画提案書

プロポーザル参加意向表明書を提出した者のうち、参加資格が認められ、提案書の提出を依頼されたものについては、下記のとおり企画提案書を提出するものとする。

ア 企画提案書の様式は、表紙及び目次等はページ数に含めず、A4版20ページ以内とする。図面は A3版まで可とし、A4版2ページとして数える。文字の大きさは10ポイント以上とする。

イ 企画提案書の作成に当たっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解 できる記載とすること。

## (2) 見積書

企画提案書の提出時において、本工事に係る工事見積書、納入後の保守・運用経費見積書(年1回の定期保守(必須)、定期的な部品交換費用も含めた10年間分)を提出すること。様式は任意とし、工事に関わる内訳を明記すること。なお、各見積書には代表者印を押印すること。

## ①提出期限

令和7年4月8日(火)午後5時15分まで

②提出場所

大泉町役場 2階 安全安心課(20番窓口)

③提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)

④提出部数:各書類正本1部及び副本4部及び、提出書類を格納したCD-Rを1枚提出すること。 (CD-Rに保存するファイル形式は、PDF形式とする。)

- 11 企画提案書を求める具体的内容
  - (1) 導入実績 (関東総合通信局管内の工事施工実績)
  - (2)機器及びシステム システム構成、回線設計、機器仕様について提案すること。
  - (3) 操作卓の操作性(機能面) 構築するシステムの機能等の内容、製作する機器等の具体的に提案すること。
  - (4)システム拡張性(独自提案) 大泉町に必要な効果が十分に検討された提案をすること。
  - (5) 施工計画(移設、撤去含む) 契約締結日から当該システム稼働までの具体的なスケジュールと既存機器の移設及び撤去計画を作成すること。
  - (6) 保守管理

運用にあたり、今後のメンテナンスにおいて保守管理を行うため保守体制や管理方法、非常時の迅速性について提案にて示すこと。

保守管理に係る費用については、定期点検費・交換部品費・交換作業費を含め提示すること。 (10 年間、竣工の翌年より)

## 12 審査方法

防災行政無線新規設置及び移設工事公募型プロポーザル審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会において審査のうえ、企画提案書の内容及び提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、工事の内容に最も適すると認められる提案者を、優先交渉権者として決定する。

(1)審査会の構成

総務部長を会長、安全安心課長を副会長とする。

(2) 評価基準

別紙「防災行政無線新規設置及び移設工事公募型プロポーザル評価基準表」に基づき、審査会において各委員が評価基準ごとに評価(点数化)し、合計点数の最も高い者を優先交渉権者とする。

(3) プレゼンテーション審査

ア 1提案者あたり30分程度(その後質疑応答10分程度)のプレゼンテーションによる選考とする。 イ プレゼンテーションは提出された資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明スタイル は自由(デモによる紹介など)とする。

ウ プロジェクター、スクリーンは町が準備するものとし、説明用PC・資料は提案者にて準備すること。

エ プレゼンテーションは現地開催とする。

日程:令和7年4月28日(月)

場所:大泉町役場3階第二小会議室

※時間等、詳細については後日通知する。

#### 13 審查結果

審査結果については、審査終了後速やかに「結果通知書(大泉町随意契約におけるプロポーザル方式 実施要綱別記様式第6号)」によりすべての提案者に通知する。なお、結果についての理由を不服とした 意見を申し立てることはできないものとする。

優先交渉権者の名称については、大泉町ホームページに掲載する。

## 14 契約に関する事項

(1) 選定された優先交渉権者と本件業務における契約の締結交渉を行うため、審査結果通知以降に契約の基本となる契約用仕様書及び設計書を作成・提出すること。提出のあった仕様書・設計書において

全ての提案事項が含まれているかどうかを確認したうえで契約締結を行なうこととする。

- (2)(1)の確認の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の提案において仕様書への虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、本審査結果は無効とする。
- (3)優先交渉権者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点事業者と個別交渉を行う。
- (4) 本工事の実施にあたっては、乙は契約金額の範囲内で完成するものとし、契約の変更は認めない。 ただし、町の都合により変更を必要とする場合はその時点で受託者と協議の上、書面で定める。

#### 15 留意事項

- (1) プロポーザル参加意向表明書及び企画提案書等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。また、契約締結までの期間において発生する、本業務の準備に要する経費についても同様とする。
- (2) 本業務実施による成果品に関する権利及び採択された企画提案書の著作権は町に帰属する。
- (3) 町が提出書類の内容を本案件のプロポーザルに関する報告・公表等のために必要とする場合において、町は参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。また、町に対し本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開できるものとする。
- (4) 提案者は、複数の提案を行うことはできない。
- (5) 提出書類は一切返却しない。
- (6) 提出された書類の記載内容の変更は原則認めない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合、その提出書類は無効とする。
  - ア 提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合
  - イ 適正な評価・審査を妨げることが認められる場合
  - ウ 提出内容に虚偽の記載があった場合
  - エ 提案者の記名・押印のない場合
- (8) 仕様書は当該業務に関して基本的な事項を示したものであるため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫による提案を求めるものとする。

#### 16 問い合わせ先

₹370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

大泉町役場 総務部 安全安心課 危機管理係

電話:0276-63-3111 (内線841)

E-mail: anzenansin@town.oizumi.gunma.jp